

令和5年5月9日

保護者等 様

京都府立乙訓高等学校
校長 中村 和雄

新型コロナウイルス感染症の予防接種に係る出席停止の取扱について

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が第二種感染症に追加されたことに伴い、予防接種に係る出席停止の取扱について、下記の通り、京都府教育委員会より通知がきましたので、皆様にお知らせいたします。

記

予防接種に係る出席停止の取扱について

(1) ワクチン接種を受ける場合、状況によっては従来通りの出席停止の取扱が可能

従来どおり、お子様が医療機関等でワクチンの接種を受ける場合、例えば、期日や場所の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動に長時間を要する場合等に、出席停止の取扱が可能となります。

(2) 副反応による発熱等の症状がある場合については、原則出席停止として取り扱わない

従来は、副反応であるかどうかに関わらず発熱等の風邪症状がある場合は、出席停止の措置を取ることができていましたが、これは「感染の疑いがある」とみなしての判断となっていました。5月8日以降は、発熱等の風邪症状があることのみをもって感染の疑いがあるとはみなせないことから、原則として出席停止の取扱にはなりません。